

# 会 議 録

## 1 会議名

平成 23 年度 第 3 回岱明地域協議会

## 2 開催日時

平成 24 年 2 月 28 日（火） 午後 1 時 30 分から

## 3 開催場所

岱明総合支所 1 階 第 4 会議室

## 4 出席者

委 員：平野光雄、灰本明子、田上一、吉村美智子、森川益美、倉野尾誠至、檜原  
宏海、積勝昭、小山玲子、松井絹代、糸永歌代子

事務局：原口総合支所長、神谷総務振興課長、池本総務振興課主幹兼係長、池内総  
務振興課主任

主管課：松本生涯学習課長、石川生涯学習課係長、福田市民福祉課長、徳永市民福  
祉課長補佐

欠席者

委 員：木村勝、前田弘幸、井敦宏、正木富子

## 5 会議内容

- (1) 玉名市岱明図書館の開館時間及び休館日について（報告）
- (2) 玉名市岱明コミュニティセンター宿泊体制の整備について（報告）
- (3) その他

## 6 議事の概略・協議結果

- (1) 玉名市岱明図書館の開館時間及び休館日について・・・玉名市岱明図書館の開館  
時間及び休館日について説明後、質疑応答
- (2) 玉名市岱明コミュニティセンター宿泊体制の整備について・・・玉名市岱明コミ  
ュニティセンター宿泊体制の整備について説明後、質疑応答

## 7 会議資料

- (1) 会議次第
- (2) 玉名市図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- (4) 玉名市岱明コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 玉名市岱明コミュニティセンター位置図

## 8 傍聴人の数

0人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(会長)

それでは玉名市岱明図書館の開館時間及び休館日について、説明をお願いします。

(生涯学習課)

【玉名市岱明図書館の開館時間及び休館日について、資料に沿って説明】

(会長)

ただ今の件で何かご質問やもう少し聞いておきたいと思うようなことがありますか。

(委員)

よく公民館を利用した時に、図書館に行くとき 5 時で閉まっていることがあったのでとてもありがたいです。ただ旧玉名市の図書館は週に 2 日くらい 7 時までの日があると思います。できれば岱明図書館も 1 日くらい 7 時までの日を作っていただきたいです。

(生涯学習課)

改正の後に考えたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

その他ありますか。

(委員)

図書館の入口が変わり入館数及び貸出数は増えていますか。

(生涯学習課)

昨年玄関が変わりました。今年の 8 月から 9 月の岱明図書館の利用者数が、8 月で 644 名が 749 名に増え、16.3%の増になります。それと 9 月で 535 名が 624 名に増え、16.6%の増になります。岱明図書館は、8 月から 1 月までの来館者数や利用冊数を昨年比で 20% 増を見込んでいました。やはり玄関がわかりやすくなり、入った時に空間があり、明るくなったということで利用者数、貸出冊数とも伸びている状態です。

(委員)

この地域協議会は住民の要望を伝えるという目的もあります。要望をしたいと思いますが、私もよく岱明図書館を利用します。合併する前に立派な図書館が出来る計画がありましたが、結果的に計画が白紙になっています。今の建物の構造を考えると長洲図書館や玉名市図書館のようにゆっくり図書館で座って何かしたいというようなことは岱明図書館では出来ません。岱明図書館もそのうち建替えがあるのですが、その間だけでもパイプ椅子でなく、ゆっくり出来るスペースを作ることはできないですか。

(生涯学習課)

すぐに返事は出来ませんが、持ち帰って検討させていただきます。

(会長)

それではこの件につきましてはよろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

ありがとうございました。それでは議題 2 の玉名市岱明コミュニティセンター宿泊体制の整備について説明をお願いします。

(市民福祉課)

【玉名市岱明コミュニティセンター宿泊体制の整備について、資料に沿って説明】

(会長)

何かご質問はありますか。

(委員)

まずこの資料ですが、どこがどういうふうになるのか全然わかりません。資料を配布するにあたり配慮すべきではないですか。ここで説明を受けるまでどうなるのか全然わかりませんでした。具体的にはそこに宿泊ができるようになるということですか。

(市民福祉課)

そうです。

(委員)

宿泊料が 1,700 円とありましたが、布団等はどのようなふうになりますか。

(市民福祉課)

まず最初の条文の話ですが、役所言葉と言いますか、条文の制定上このような書き方になってしまい申し訳ありません。それから布団はリースです。布団のリースや宿泊所の人件費、あるいは光熱水費等を試算して 1,700 円という金額を出しています。

(委員)

20 名宿泊した場合、大体どのくらいの金額になりますか。

(市民福祉課)

今回事前調査で色々な高校に行きました。そこで大体 1 グループあたり 25 名ぐらいの合宿が一番使う可能性が多いということでした。その中で布団代が 1,700 円の内約 900 円で試算をしています。これが 1 泊 2 日と 2 泊 3 日の使用では経費の面で少し違うそうです。それで、1 年間に大体 1,000 名ぐらい宿泊するだろうという見込みで試算をしています。学校側の事前調査で半分ぐらいが 2 泊 3 日、もう半分ぐらいが 1 泊 2 日の利用のパターンが多いということでしたので、簡単に言えば、1,700 円×1,000 名が利用するというのが試算です。ですから、2 泊 3 日の利用が多ければ、意外と経費は下げることが出来ませんが、1 泊 2 日で利用されてしまうと少し赤字になってしまいます。それと時間の件ですが、宿泊の場合は終日とするとしています。例えば今日入った場合は午前 10 時から

翌日の午後 6 時までというのが終日という扱いです。ただ、学校側に色々聞きますと中々そういう利用は少ないのではないかと言われました。今回の企画のテーマとしては、県外の学校から玉名市内の学校や体育館で練習をして、寝泊りを潮湯でやるということでしたので、そんなに遅くまでは使用しないのではないかと、朝ぐらいには出るのが一般的ではということです。しかし、原則としては終日になっていますので朝 10 時から翌日の夕方 6 時までです。ただし、潮湯は火曜日が風呂の清掃日という関係もあり、どうしても休みにしなければいけないので、月曜日から泊まれる方は火曜日の清掃の時間までには出ていただかなければいけないということになります。それから食事のことで、どうしても自分達で出来ない部分もありますので、隣の磯の里で食事を取っていただこうと思っています。条例で食事の料金まで決めることができないのですが、夕飯を 700 円、朝飯を 400 円とし、1泊2食 2,800 円で利用できるようにと考えています。今回は2泊3日が 500 名、1泊2日が 500 名で試算をしています。

(委員)

まず磯の里で食事をするとして磯の里は何時から開いていますか。早出して磯の里で対応してもらえるということですか。

(市民福祉課)

そうです。

(委員)

そうすると合宿の場合、夕食のため磯の里の開館時間を延長して対応してもらおうということですか。

(市民福祉課)

そうです。ただ合宿ですので、朝早く食事を取って練習に入る場合があるので、その辺については運用が出来るようにやっていると聞いています。

(委員)

潮湯の隣に渡り廊下がありその隣が宿泊施設ですか。

(市民福祉課)

そうです。

(委員)

その宿泊施設の一番西側に湯沸かし機があり、外に出れば炊飯施設というか、バーベキューが出来る所があります。そこをもし使った場合、火災や事故があった時は学校側で対応されるということですか。要するに潮湯は何時までですか。

(市民福祉課)

潮湯は夕方 6 時までです。

(委員)

その後は、職員はいないということですか。

(市民福祉課)

宿泊の場合は旅館法で必ず 1 人は置くようになっていきますので管理者を置くようにしています。

(委員)

潮湯の管理者をですか。

(市民福祉課)

そうです。置かないと泊めることが出来ません。

(委員)

磯の里か潮湯の人がそこに 1 人常駐するということですか。

(市民福祉課)

そうです。いなければ旅館法でクリア出来ません。

(委員)

学校ばかりではなく、一般の方も泊まりに来られると思います。そこで泊まり、バーベキューをやったり、外で飲酒したりしてごみ等の問題がでてきます。あそこは老人会でグランドゴルフをされています。そして、老人会の方がボランティアで清掃をやっておられますので泊まりに来られた方とトラブルにならないように気をつけていかないといけないと思います。

(市民福祉課)

学校や高体連の先生方に色々話を聞きますと、合宿ですので、遊びやバーベキューをするような余裕が無く、ほとんど利用しないと言われていましたし、今委員さんが心配されるようなこともあります。さらに、宿泊の場合は必ず施設管理者を 1 名は置くという決まりがありますから 1,700 円の中に人件費を入れていきます。

(会長)

その他ございますか。

(委員)

ここは指定管理者ですか。

(市民福祉課)

そうです。

(委員)

今は磯の里と同じ指定管理者ですか。

(市民福祉課)

そうです。

(委員)

この宿泊の使用をすることが出来る団体というのがあって、第 9 条に市長は、使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し云々とありますが、(1) から (4) というのを説明してください。どういう団体を使用取り消したり、使用を停止したり、どういう場合に使用を取り消したり使用を停止したりす

るのですか。

(市民福祉課)

それは使用上の注意を守らないという場合です。

(委員)

9条の(1)から(4)というのを教えてください。

(市民福祉課)

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。(2) 使用許可の基準に定める事由が発生したとき。(3) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。(4) 緊急やむを得ない理由により市がこれを使用する必要があるとき。この4項目です。

(委員)

そうすると10人以上の団体が宿泊を申し込む時は、指定管理者に申し込むわけですか。

(市民福祉課)

そうです。

(委員)

その時に、とにかく10人いればどういう団体でも受け付けるというわけではないのですね。

(市民福祉課)

そういうわけではありません。

(委員)

色々社会問題になっているように、受け付けたけれども社会正義に反するような団体であったり、その辺ははっきり許可を出す時に気を付けてもらわないといけないと思います。それから10人以上の団体の中で、例えば代表者は少なくとも玉名市民であるべきなのか、あるいは全員玉名市民でなくても10人以上の団体なら宿泊出来るのですか。

(市民福祉課)

市内市外は関係ありません。

(委員)

許可を出す時には、どういう団体かしっかり調べてください。

(市民福祉課)

食事や管理者の段取りをしなければいけませんので2週間前までに申請を出していただきます。

(委員)

必要なら警察にどういう団体なのか聞くくらいの慎重さがあっていいと思います。

(市民福祉課)

十分指定管理者に話をします。

(会長)

1泊2日で2,800円程度ということですか。

(市民福祉課)

宿泊は1,700円です。食事込みで2,800円です。

(会長)

基本的には1泊2日や2泊3日ですけど、学生になると長期にわたり宿泊する場合があります。そうした場合にちょっと心配なのは指定管理者の中に防火管理者や衛生管理者を置かなければいけないといった規定があると思いますが、継続的にそれに対応出来るのですか。

(市民福祉課)

これは旅館法いわゆる保健所の話になり、保健所に十分相談や質問に行っています。指定管理者やその施設の管理者を置くことによってクリアすると見解を頂いています。

(会長)

今まで休憩所として利用していたと思いますが、宿泊になると防火の問題が出てくると思います。設備的にまだ追加されるのですか。

(市民福祉課)

これは消防法になり消防署と協議をしました。今部屋毎に熱感知器が置いてあります。熱よりも煙の方が早く伝わるということで煙感知器に置きかえるよう予算を取っています。

(会長)

煙感知器だけを付けるのですか。

(市民福祉課)

元々付いている4箇所の熱感知器を煙感知器に変更するようにしています。それと、ベランダ側に普通カーテンをしていますが、これを寝泊りする場合はすべて防火カーテンにしなければ許可がおりませんので変更するようにしています。それと火災等の場合避難をさせないといけないということで、入ってすぐの渡り廊下ではなく、鉄筋が入っている海側の方を避難場所にすることになっています。海側のベランダの真ん中くらいの所に車椅子の人と人間が同時に逃げられる広さのスロープを作るようにしています。それと一番西側に湯沸かし機があります。今はプロパンガスですが、これもIHに置きかえれば防火壁等の設置義務がないそうですので変えるようにしています。消防署との事前打ち合わせで現場確認まで全て終わっているところです。

(会長)

この略図を見ますと宿泊所ということで指定されていますが、何も男子ばかりとか女子ばかりとは限らないと思います。部屋の模様替えや男性専用部屋、女性専用部屋とかは考えていますか。

(市民福祉課)

畳部屋は100畳くらいあり、旅館法で言いますと70人くらいの宿泊が可能な広さですが、旅館法で10人に1つはトイレを作らなければならない、洗面所についても5人に1

台の蛇口が必要であるというきまりです。なるべくお金をかけないということで、現在既存のトイレが5つありますのでこれを有効利用しようということで50人という計画にしています。それから今100畳の部屋を4部屋に区切っています。これはパーティションという形で区切っており、安易に開けられないような工夫をとっています。

(会長)

他にありますか。

(委員)

宿泊のを使用することができる団体は、次に掲げる団体とするとありますが、(1)は10人以上が宿泊する団体。(2)のその他市長が宿泊の使用を適当と認めた団体。これは具体的にどういう意味ですか。

(市民福祉課)

例えば、岱明で昔からアサヒカップというビーチバレーボール大会が開催されていて、一部の遠くから来ているチームが参加はするが10名以下かもしれない、しかし宿泊施設を利用出来ないかといったような場合、今回この趣旨に合致するところについては何らかの救済をする必要があるのではないかというようなことを見込んで(2)を設けています。

(委員)

(2)というのは9名以下の場合もあるということですか。

(市民福祉課)

例えば、10名で申し込んでいたけれどもぎりぎりになって病気等で来られなくなったといった時も配慮をしてやるべきではないかということで市長が認める場合という形で救済出来るようにしています。

(委員)

我々が何かの目的で宿泊しようとした時に、例えば8人ぐらいしかいなかったとして、この(2)に該当したいと思った時には申請すれば許可が出ますか。

(市民福祉課)

使用目的がいわゆる教育及びスポーツということで、この企画そのものが学校関係とかスポーツ団体から玉名で安価な値段で宿泊でき、子供達が色々な交流が出来るように、技術が向上するように何かしらやってもらえないかと要望があり、こういうふうな展開をしたわけです。旅館組合の方々とあつれきを生じるようなことがないような企画を考えています。

(委員)

7,8人集まって潮湯で飲酒をするといったことはだめですか。

(市民福祉課)

飲酒は認めません。

(委員)



申請の時に目的も書いて出さないといけないのですか。

(市民福祉課)

当然そうです。

(事務局)

合併前の指定管理者制度が無い時に、実は岱明町教育委員会から鍋小学校の児童に体験学習で宿泊させ通わせることが出来ないのかという話がありました。しかし、先程ありましたとおり旅館法で管理者がいないと責任の所在がはっきりしないということがあって中々実現しませんでした。その後、説明があったとおり玉名市のスポーツ団体から合宿するのに中央公民館や潮湯に泊まらせてくれないかと話がありました。そういう人達がわざわざ長洲町等の旅館に泊まって合宿したりしていますのでまずは玉名市に泊って合宿等をしていただければと思います。それから個人が、安いから海を見ながら1杯飲んで泊まりたいというような宿泊は、簡易宿泊施設とはいえ個人的な利用ですので、先程言ったスポーツ、学習体験といったところに限ると市長が特に認めるものというのはいらないと思います。

(委員)

今説明を聞いてすごくよくわかりました。良い事をされているなと思いました。

(委員)

この料金は、大人、子供関係なく一律ですか。

(市民福祉課)

そうです。

(委員)

入浴料は変わってきますよね。

(市民福祉課)

いいえ、入浴料はこれに含ませるということです。

(委員)

それではなぜ大人、子供で入浴施設の利用料金が書いてあるのですか。

(市民福祉課)

これはこの条例改正をする時に外税を内税にしたものです。

(委員)

泊まる目的ではなく潮干狩りに行き、宿泊施設が空いている時に借りることは出来ませんか。

(市民福祉課)

海関係の人が一時休憩出来るように元々潮湯の休憩所は出来ていますので、基本は当然利用出来ます。

(委員)

それでは学校関係じゃなく普通の人でも利用していいのですか。

(市民福祉課)

今も使っておられますから、そのまま生かすということです。

(事務局)

4 部屋、27 畳、27 畳、22 畳、22 畳に別れています。風呂を利用する人達に迷惑をかけるようなことはできませんし、今休憩所を昼だけ使っている人達もいますから、せめて 1 部屋だけでも空けておくような運用の仕方はしていかなければいけませんし、今までとおりの使い方は当然していかなければいけないと思います。

(委員)

前々から潮湯は赤字と聞いていました。私は何か考えなくていいのだろうかと一人であらう思っていました。あそこは海水浴場ではあるけれども潮が引けば海水浴場ではないです。出来るならあそこにプールを 2 つぐらい作るというのはどうですか。そうするとき綺麗な潮水を引き込んで出来るのではないのでしょうか。

(事務局)

旧岱明町の時に、潮湯を含めた全体的な松原海水浴場の整備計画が出来ています。それは、今の松原海水浴場一帯と旧大正開漁港の埋め立てである所を一帯的に整備するという計画で、その中に先程話がありましたゲートボール場の所にキャンプ施設やプールを作る計画はありました。計画はまだ生きています。

(委員)

子供を連れて桃田運動公園に行きますが、夏はプールのお客が多いです。潮湯にプールがあればいつも思います。出来るならプールを造って地域の特色を生かしてはどうですか。

(市民福祉課)

今まで建築基準法、旅館法、消防法、用途変更関係といくつもハードルがありました。が、ちょっと静かだった潮湯が少し活気の出るような仕掛けが出来たと思います。委員がおっしゃっていることはもう一段階先のことになると思います。

(事務局)

これが議会を通り、今度は指定管理者に運営やPRをしっかりとやってもらい、儲かってもらえれば指定管理料が減っていき、喜ばしいことだと思います。

(委員)

宿泊するときは、終日とするというのはチェックインやアウトの時間がその朝 10 時から翌日の夕方 6 時までとおっしゃっていましたが、朝 10 時にチェックインするという事ですか。

(市民福祉課)

朝 10 時からチェックインが出来るということです。今日の話をしてしまうと、今日の朝 10 時から明日の夕方 6 時まで使うということで申請している場合、明日の 10 時と重なる場合は申し込み段階で出来ないということになります。しかし中々満室になることがない

のでその空いている部屋を出来るだけ有効利用するというような工夫は指定管理者側に  
していただくことにしています。

(委員)

すると例えばチェックインが午後 6 時でチェックアウトが午前 10 時になりそうな感じ  
がします。

(市民福祉課)

そこは幅を持たせていますので、その範囲内であればいつでも出来るということです。

(委員)

わかりました。余裕があるということですね。

(市民福祉課)

そういうことです。そこまでしなければいけないのかなとは思いましたが、県外の学  
校と練習試合をするという時に一番に出てくる話が、玉名には安く泊まれる所がありま  
すかという宿泊の話からだそうです。それで宿泊所が無いのなら練習試合が駄目になる  
そうです。ですから玉名の子供達にとっても安価な宿泊施設があると県外の学校との交  
流や友好も出来、非常に良い事だと考えています。専大玉名が甲子園に出場しています  
のでどんどん合宿に来る可能性もあります。そして、今では松原海水浴場を走ってトレ  
ーニングをしている学校もあると聞いていますので、その辺を利用すればもっと潮湯の  
活性化に繋がるのではないかと考えています。

(会長)

この件についてはよろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

この件についてはこれで終了したいと思います。議題についてはこれで終わります。  
その他で何かありますか。ないようですのでこれで第 3 回岱明地域協議会を閉会したい  
と思います。本日はどうもお疲れ様でした。

## 12 問い合わせ先

玉名市岱明総合支所総務振興課 TEL0968-57-1111 (内線 113、120)